

非改築増床

審 査 基 準

(適合判定基準)

審査項目	審査の視点
1. 転換の条件	<ul style="list-style-type: none">広域型の特別養護老人ホーム内にある設備等であること。 ※棟が別の場合には同敷地内にあり一体的な運用が見込めること
	<ul style="list-style-type: none">既存設備を活用し改築等の工事を要せずに転換（増床）可能であること。
	<ul style="list-style-type: none">ユニット単位の変更が含まれる転換（増床）の場合は、転換後において同程度の設備を確保すること
2. その他	<ul style="list-style-type: none">過去5年間において介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び医療法に基づく措置命令又は指定（認可、許可）の取消し等の処分（以下「行政処分」という。）を受けた法人ではないこと。また、代表者が個人又は他の法人の代表者として過去5年間において行政処分を受けていないこと。

※本審査からは令和5年度に実施した「増築を伴わない既存施設を活用した広域型特別養護老人ホーム増床希望調査票」において、増床希望の回答をいただいた施設をその希望した範囲において優先して審査します。